

わくわく市場出店に係る同意事項

桜まつり会場内で、会員事業所のPRの場を提供し、販路拡大を図ることを目的としたわくわく市場開催ですので、趣旨をご理解いただき、下記事項に同意いただける方のみ、出店をお申し込みください。（申込書を提出した時点で同意事項について同意したものとみなします。）

1. 商工会会員で、自社で取り扱う商品等の販売及びPRのみ出店できます。また名義貸しによる出店はお断りいたします。
2. 募集店舗数を超えた場合はPCソフト等による抽選により決定させていただきます。また、出店場所につきましても、PCソフト等により主催者側で決定させていただきます。
3. 許認可等を要する場合は、各自の責任において事前に関係機関へご確認の上、対応してください。

①酒類販売は税務署（銚子税務署 銚子市栄町2丁目1番地1号 電話：(代)0479-22-1571)

②食品販売は保健所（海匠保健所 匝瑳市八日市場イ2119-1 電話：(代)0479-72-1281)

ア. 現地で食品を調理加工し販売をする方は「営業所所在地が県内一円となっている営業許可証」が必要です。この場合、許可条件の範囲内でのみ営業可能です。

イ. 包装品を仕入れてそのまま販売する方は県内一円の営業許可の取得は必要ありませんが、自社（自店）で製造した包装品を販売する場合は、製造業許可や法制度に従っていただきます。

・海匠保健所へ出店計画書・営業許可証等を主催者が一括して提出することが義務付けとなっていますのでご協力をお願いします。

・衛生管理の徹底をお願いします。万が一食中毒等の事故や苦情等が発生した際は一切の責任を負っていただきます。

4. テント・机・イス等の用意・運搬設置はイベント事業者へ依頼することが可能です。

5. 火気を使用する場合は必ず適正な消火器の設置をお願いします。当日、消防署の立ち入り検査があります。

・発電機使用の場合も適正な消火器の設置が必須です。

・万が一、来場者等に怪我等を負わせた場合は一切の責任を負っていただきます。

6. 芝生保護のため会場の芝生上は車両通行禁止です。芝生をよけて積み降ろしをお願いします。積み降ろし後は速やかに、後日ご案内する指定の駐車場に駐車願います。

7. 暴力団排除条例に該当する方は、出店できません。

8. 法令や法規を遵守し、関係機関や当局からの協力依頼、指示には従っていただくことをご了解いただいた上でお申し込みください。万が一、従わない場合は出店を取り下げていただきます。また今後、当団体の主催する出店についてもご遠慮いただきます。その場合に発生した損害については一切の責任を負いかねます。